

○ 店頭売買有価証券市場等に関する内閣府令（平成四年大蔵省令第四十四号）（第二十六条関係）

改正案

現行

別表一（第五条関係）			別表一（第五条関係）		
通知及び公表事項 表の区分	通知及び公表事項	注意事項	通知及び公表事項 表の区分	通知及び公表事項	注意事項
(略)	(略)		(略)	(略)	
毎日	<p>一・二（略）</p> <p>三 出資証券、新株引受権証券、新株予約権証券（以下「出資証券等」という。）は、銘柄別に、額面金額、売買成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量</p> <p>四 新株予約権付社債券は、銘柄別に、発行価格、売買成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量</p>	<p>一～四（略）</p> <p>五 新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回通知及び公表することとする。</p> <p>六（略）</p>	毎日	<p>一・二（略）</p> <p>三 出資証券、新株引受権証券、新株予約権証券（以下「出資証券等」という。）は、銘柄別に、額面金額、売買成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量</p> <p>四 転換社債券及び新株引受権付社債券（以下「転換社債券等」とい</p>	<p>一～四（略）</p> <p>五 転換社債券等の発行価格は、毎月一回通知及び公表することとする。</p> <p>六（略）</p>

		高価格、最低価格及び最終価格)及び数量
--	--	---------------------

別表二(第五条関係)

通知及び公表事項の区分	通知及び公表事項	注意事項
(略)	(略)	
毎日	一・二(略) 三 出資証券、新株引受権証券、新株予約権証券(以下「出資証券等」といふ。)は、銘柄別に、額面金額及び数量 四 新株予約権付社債券は、銘柄別に、発行価格及び数量	一・四(略) 五 新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回通知及び公表することとする。

		う。)は、銘柄別に、発行価格、売買成立価格(最高価格、最低価格及び最終価格)及び数量
--	--	--

別表二(第五条関係)

通知及び公表事項の区分	通知及び公表事項	注意事項
(略)	(略)	
毎日	一・二(略) 三 出資証券、新株引受権証券、新株引受権証券(以下「出資証券等」といふ。)は、銘柄別に、額面金額及び数量 四 転換社債券及び新株引受権付社債券(以下「転換社債券等」とい	一・四(略) 五 転換社債券等の発行価格は、毎月一回通知及び公表することとする。

別表三（第六条関係）

報告の区分	報告事項	注意事項
毎日	<p>一・二（略）</p> <p>三 出資証券、新株引受権証券、新株予約権証券（以下「出資証券等」という。）は、銘柄別に、額面金額、売買成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量</p> <p>四 新株予約権付社債券は、銘柄別に、発行価格、売買成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量</p>	<p>一～四（略）</p> <p>五 新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回報告することである。</p> <p>六（略）</p>

別表三（第六条関係）

報告の区分	報告事項	注意事項
毎日	<p>一・二（略）</p> <p>三 出資証券、新株引受権証券、新株予約権証券（以下「出資証券等」という。）は、銘柄別に、額面金額、売買成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量</p> <p>四 転換社債券及び新株引受権付社債券（以下「転換社債券等」という。）は、銘柄別に、発行価格、売買成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量</p>	<p>一～四（略）</p> <p>五 転換社債券等の発行価格は、毎月一回報告することである。</p> <p>六（略）</p>

う。）は、銘柄別に、発行価格及び数量

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

別表四（第六条関係）

(略)	(略)	(略)
報告の区分	報告事項	注意事項
毎日	<p>一・二（略）</p> <p>三 出資証券、新株引受権証券、新株予約権証券（以下「出資証券等」といふ。）は、銘柄別に、額面金額及び数量</p> <p>四 新株予約権付社債券は、銘柄別に、発行価格及び数量</p>	<p>一・四（略）</p> <p>五 新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回報告することである。</p>

(略)	(略)	数量
(略)	(略)	(略)

別表四（第六条関係）

(略)	(略)	(略)
報告の区分	報告事項	注意事項
毎日	<p>一・二（略）</p> <p>三 出資証券、新株引受権証券、新株予約権証券（以下「出資証券等」といふ。）は、銘柄別に、額面金額及び数量</p> <p>四 転換社債券及び新株引受権付社債券（以下「転換社債券等」といふ。）は、銘柄別に、発行価格及び数量</p>	<p>一・四（略）</p> <p>五 転換社債券等の発行価格は、毎月一回報告することである。</p>

[